

栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画の概要

1 計画策定の位置付け

女性活躍推進法（＝女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）第6条第1項の規定により、国の基本方針を勘案して策定するものであり、栃木県の区域内の「女性の職業生活における活躍」の推進に関する施策についての栃木県の計画です。

女性の職業生活における活躍

～ 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が
その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること ～

2 計画策定の背景

- 本県においても、働く場面において女性が力を十分に発揮できていない状況
- 本県においても、県民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるといった観点からも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠であり、そのためにも女性の活躍推進が求められる。

3 施策の展開

(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ◇ 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等
〔一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業への助言、先進的企業の表彰〕
- ◇ 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置〔女性の登用促進の支援、再就職支援〕

(2) 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ◇ 男性の意識と職場風土の改革〔好事例の情報発信、各種支援制度の周知啓発、講座開催〕
- ◇ 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備〔長時間労働の是正、待機児童の解消〕
- ◇ ハラスメントのない職場の実現〔労働相談への対応、男女雇用機会均等法の周知啓発〕

(3) その他

- ◇ 庁内横断的な推進体制の整備
- ◇ 協議会（多様な主体による連携体制の構築）の設置の検討

4 計画期間等

- 計画期間： 5年間（平成28年度～32年度）
- なお、国の基本方針の見直し（3年後検討）に応じて、本計画の見直しについて検討する。